

平成 30 年 第 5 回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	平成 30 年 5 月 10 日 (木) 午前 9 時 00 分～9 時 29 分		
2. 場 所	にかほ市役所金浦庁舎 第 3 会議室		
3. 委員総数	11 名		
4. 出席した委員 (10名)	2 番 齋藤 勝義 3 番 齋藤 文男 4 番 佐藤 直 5 番 森 榮一 7 番 佐藤 久美子 8 番 齋藤 久江 9 番 加藤 朋光 10 番 伊東 正志 11 番 遠藤 豊 12 番 小林 豊		
5. 欠席した委員 (1名)	6 番 巴 朋之		
6. 総会議長	会長 小林 豊		
7. 会議録署名委員	10 番 伊東 正志 11 番 遠藤 豊		
8. 出席した事務局職員	事務局長 村上 司 副主幹班長 小森 英俊 副主幹 三浦 利枝		
9. 議事日程	第 1 会議録署名委員の指名 第 2 会議書記の指名 第 3 会期の決定 第 4 諸般の報告 第 5 議案審議		
報告第 7 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 (合意解約) について . . . 【 17 件】		
議案第 22 号	農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う貸貸借権設定件について . . . 【 2 件】		
議案第 23 号	農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件について . . . 【 1 件】		

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定
について ····【52件】

◆事務局長

ただ今より、平成30年第5回にかほ市農業委員会総会を開会致します。

はじめに、会長よりご挨拶をお願い致します。

(開会 午前9時00分)

◇会長

【 会長挨拶 】

◇議長

それでは審議に入る前に欠席者を報告します。6番巴 委員より欠席の届け出がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数11名中10名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたしました。

◇議長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

10番 伊東正志、11番 遠藤 豊委員の両名にお願いいたします。

◇議長

日程第2 会議書記を指名いたします。

会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。

···〈異議なしの声あり〉···

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

◇議長

日程第4 諸般の報告

【 詳細に報告 】

◇議長

日程第5 議案審議に入ります。

◇議長

報告第7号、農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について上程します。事務局の説明をお願いします。

◆事務局長

始めに議案の訂正をお願いします。

【 訂正箇所の説明 】

◆事務局長

それでは、説明いたします。報告第7号－1につきましては、受人高齢による合意解約であります。解約した農地の一部は、議案第22号－1にあります。小型風力発電施設用地としての転用許可申請が出されておりますので、後程ご審議をお願いいたします。

報告第7号－2につきましては、農地法第3条の賃貸借契約であります。受人高齢による合意解約であります。解約した農地につきましては、新たな賃借権の設定として議案第24号－14に上程されております。

報告第7号－3につきましては、渡人都合による合意解約であります。解約した農地につきましては、新たな賃借権の設定として議案第24号－15に上程されております。

報告第7号－4から10につきましては、受人が同一であり健康上の理由による合意解約であります。解約した農地につきましては、一部、新たな賃借権の設定として議案第24号－26から30に上程されております。

報告第7号－11につきましては、受人高齢による合意解約であります。

報告第7号－12から14は、高規格道路用地として売買予定のため合意解約するものであります。

報告第7号－15と16につきましては、受人が同一であり離農を理由とした合意解約であります。解約した農地につきましては、新たな賃借権の設定として議案第24号－49と50に上程されております。

報告第7号－17につきましては、受人都合による合意解約であります。解約した農地につきましては、新たな賃借権の設定として議案第24号－52に上程されております。

◇議長

報告第7号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・(なしの声あり)・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第7号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

- ◇議長 ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。
- ◇議長 次に議案第22号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件について、説明をお願いします。
- ◆事務局長 議案第22号-1と2について説明いたします。1及び2の借受人は同一であり、隣接する同一の申請です。申請地は金浦インターチェンジから国道7号を横断し、市役所金浦庁舎方面に向かう道路に隣接した農地であります。位置図が議案書16ページ、公図と土地利用図が17頁、18頁です。1及び2の農地の一部を小型風力発電機設置用地及びメンテナンス用地等として借受するものであります。利用期間が20年となるため、転用の申請を行うものであります。農地区分については、農用地区域外の第3種農地と判断しております。現地につきましては、由利地域振興局職員及び佐藤直委員に確認してもらっております。
- ◇議長 議案第22号-1と2の説明が終わりました。ご質問、ご意見等はございませんか。
- ◇10番 伊東 委員 12ページに土地借地代として [] 円とありますが、これは、20年間の総額ということでしょうか？
- ◆小森班長 はい、そのように伺っております。
- ◇議長 よろしいでしょうか。他にございませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第22号-1及び2については許可することに、賛成の諸君の挙手を求めます。
- ・・・〈挙手全員〉・・・
- ◇議長 挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定いたします。

◇議長

次に議案第23号農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件について、説明をお願いします。

◆事務局長

議案第23号について説明いたします。申請地は仁賀保高原にある登記地目が牧場の農地であります。仁賀保高原に風力発電施設を建設する計画があり、その工事用車両通行用地及び仮設用地として使用するための一時転用であります。転用面積は1,239.36 m²であります。この農地は、農用地区域内農地であり農地転用は原則不許可であります。仮設等の一時的な利用でありますので、農地法の不許可の例外として認められております。現地につきましては、由利地域振興局職員及び加藤委員に確認してもらっております。

◇議長

議案第23号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等はございませんか。

◇3番 斎藤委員

今回の申請は、北海道の業者のように、結構他県からの業者が入っているようですが、今現在、にかほ市内では何社くらい事業を行っているものでしょうか。

◆事務局長

正直、正確な数字はわかりませんが、思い当たる範囲では、大きなところで、4社位かと思います。全てが農地転用等に係わる訳ではありませんので、正確な数の把握はしておりません。

◇会長

風車の他に、ソーラーなど色々ありますし、秋田県がそういった場所として選ばれているようで、その他にも、海上での風力発電なども計画されているようです。ただ、一方で、由利本荘市の鳥海地方では、景観上問題視されて、計画を取り止めたといったケースもあるようです。他に昨今、原発の再稼働等もニュースになっているところですが、今後、ますます自然エネルギーへの移行が増えるのかどうか、国の動向にもよりますし、予想出来ない状況かと思います。

◇議長

他にございませんか。

・・・(なしの声あり)・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第23号については許可することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・(挙手全員)・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定いたします。

◇議長 次に、議案第24号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長 市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権の設定の計画が52件でありまして、賃借権の新規が20件、使用貸借権の新規が1件、再設定が31件で、利用権設定の総面積は304,620m²です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしております。

それでは、そろぞれ順番どおり説明いたします。

◇議長 議案第24号-1は、8番 斎藤久江委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

(8番 斎藤久江委員退席)

◇議長 議案第24号-1について、事務局の説明をお願いします。

◆事務局長 議案第24号-1は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

◇議長 議案第24号-1の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・(なしの声あり)・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第24号-1については、原案通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・(挙手全員)・・・

- ◇議長 挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。
- 8番 齋藤久江委員の入室を許可します。
- （8番 齋藤久江委員着席）
- ◇議長 続けて事務局の説明をお願いします。
- ◆事務局長 議案第24号－2は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。
- 議案第24号－3は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。
- 議案第24号－4は、賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。
- ◇議長 議案第24号－2から4の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。
- ・・・（なしの声あり）・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第24号－2から4については、原案通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。
- ・・・（挙手全員）・・・
- ◇議長 挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。
- ◇議長 続けて事務局の説明をお願いします。
- ◆事務局長 議案第24号－5は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。
- 議案第24号－6から10は受人が同一であり、6から8及び10は賃借権の再設定、9は使用賃借権の再設定であります。それぞれ契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。
- 議案第24号－11、12、13、14、15はいずれも賃借権の新設であります。それぞれ契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。
- ◇議長 議案第24号－5から15の説明が終わりました。ご質問、

ご意見等ございませんか。

・・・(なしの声あり)・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第24号ー5から15については、原案通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・(挙手全員)・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

続けて事務局の説明をお願いします。

◆事務局長

議案第24号ー16から22は受人が同一であり、16から20は賃借権の再設定、21は賃借権の新設、22は使用貸借権の新設であります。それぞれ契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第24号ー23は、使用貸借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第24号ー24と25は、賃借権の再設定であります。それぞれ契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第24号ー26から31は受人が同一であり、いずれも賃借権の新設であります。それぞれ契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第24号ー32は、使用貸借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第24号ー33と34は、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれ契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第24号ー16から34の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・(なしの声あり)・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第24号ー16から34については、原案通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・(挙手全員)・・・

◇議長 挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長 続けて事務局の説明をお願いします。

◆事務局長 議案第24号-35から48は受人が同一であり、35から44及び46は賃借権の再設定、45と47及び48は賃借権の新設であります。それぞれ契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第24号-49と50は受人が同一であり、いずれも賃借権の新設であります。それぞれ契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第24号-51は賃借権の新設であります。こちらは、秋田しんせい農協が間に入っての転貸であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第24号-52は賃借権の新設であります。こちらも、秋田しんせい農協を介しての転貸であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

◇議長 議案第24号-35から52の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・(なしの声あり)・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第24号-35から52については、原案通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・(挙手全員)・・・

◇議長 挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長 以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。
これをもちまして総会を閉会致します。ありがとうございました。

(閉会 午前9時29分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

平成30年 5月10日

会議録署名委員

総会議長 会長

委 員 10番

委 員 11番